

国住指第 695 号
令和元年 6 月 28 日

一般社団法人日本シャッター・ドア協会
会長 長野 敏文 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応について

貴協会より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足している協会会員の社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨について、平成 31 年 1 月 11 日及び 2 月 8 日付けで報告があったにもかかわらず、今般、複数の協会会員において同様の事案が再び判明したことは極めて遺憾である。

については、1 月 11 日付け及び 2 月 8 日付けの通知で指示した内容が貴協会内で徹底されていないことに鑑み、改めて以下の対応を求める。

① 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・追加事案も踏まえ、徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめるとともに、「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に係る制度の見直しを検討し、その結果を含めて、国土交通省に報告すること。
- ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。

② 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、引き続き、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 696 号
令和元年 6 月 28 日

東洋シャッター株式会社
代表取締役社長 岡田 敏夫 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応について

貴社より、2月8日に報告があった事案以外にも、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成31年2月8日付け国住指第3755号）」に加え、以下の対応を求める。

- ① 所有者及び関係者への丁寧な説明
 - ・今回報告があった建築物について、所有者及び関係者に対して、事案について丁寧に説明すること。
- ② 再検査の迅速な実施
 - ・実施体制を充実した上で、不正に「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた社員が代表となる検査者として建築基準法に基づく定期検査を行っていた物件について、所有者及び関係者と調整の上、早急に再検査を実施すること。
 - ・また、再検査の結果については、当該物件を所管する特定行政庁に報告すること。
- ③ 徹底した原因究明及び再発防止策の報告
 - ・再発を防止するための改善策については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成31年2月8日付け国住指第3755号）」に基づき提出されているが、改めて、本件にかかる徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、本年7月22日までに、国土交通省及び（一社）日本シャッター・ドア協会に報告すること。
 - ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。
- ④ 相談窓口の設置
 - ・引き続き相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 697 号
令和元年 6 月 28 日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役社長 高山 盟司 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応について

貴社より、2月8日に報告があった事案以外にも、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成31年2月8日付け国住指第3752号）」に加え、以下の対応を求める。

- ① 所有者及び関係者への丁寧な説明
 - ・今回報告があった建築物について、所有者及び関係者に対して、事案について丁寧に説明すること。
- ② 再検査の迅速な実施
 - ・実施体制を充実した上で、不正に「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた社員等が代表となる検査者として建築基準法に基づく定期検査を行っていた物件について、所有者及び関係者と調整の上、早急に再検査を実施すること。
 - ・また、再検査の結果については、当該物件を所管する特定行政庁に報告すること。
- ③ 徹底した原因究明及び再発防止策の報告
 - ・再発を防止するための改善策については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成31年2月8日付け国住指第3752号）」に基づき提出されているが、改めて、本件にかかる徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、本年7月22日までに、国土交通省及び（一社）日本シャッター・ドア協会に報告すること。
 - ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。
- ④ 相談窓口の設置
 - ・引き続き相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 698 号
令和元年 6 月 28 日

文化シャッターサービス株式会社
代表取締役社長 中島 省吾 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応について

貴社より、2月8日に報告があった事案以外にも、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成31年2月8日付け国住指第3754号）」に加え、以下の対応を求める。

- ① 所有者及び関係者への丁寧な説明
 - ・新たに報告があった建築物についても、所有者及び関係者に対して、事案について丁寧に説明すること。
- ② 再検査の迅速な実施
 - ・実施体制を充実した上で、不正に「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた社員が代表となる検査者として建築基準法に基づく定期検査を行っていた物件について、所有者及び関係者と調整の上、早急に再検査を実施すること。
 - ・また、再検査の結果については、当該物件を所管する特定行政庁に報告すること。
- ③ 徹底した原因究明及び再発防止策の報告
 - ・再発を防止するための改善策については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成31年2月8日付け国住指第3754号）」に基づき提出されているが、改めて、本件にかかる徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、本年7月22日までに、国土交通省及び（一社）日本シャッター・ドア協会に報告すること。
 - ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。
- ④ 相談窓口の設置
 - ・引き続き相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第 699 号
令和元年 6 月 28 日

文化シャッター株式会社
代表取締役社長 潮崎 敏彦 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応について

貴社より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員等が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成 31 年 2 月 8 日付け国住指第 3753 号）」に加え、以下の対応を求める。

① 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・再発を防止するための改善策については、「防火設備検査員資格者証の不正取得への対応等について（平成 31 年 2 月 8 日付け国住指第 3753 号）」に基づき提出されているが、改めて、本件にかかる徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、本年 7 月 22 日までに、国土交通省及び（一社）日本シャッター・ドア協会に報告すること。
- ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。

② 相談窓口の設置

- ・引き続き相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

国住指第700号
令和元年6月28日

東鋼シャッター株式会社
代表取締役社長 岡 陽介 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査員資格者証の不正取得への対応について

貴社より、「防火設備検査員講習」の受講資格に係る「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」に関し、実務経験年数が不足した社員が同技術者の認定を受け、かつ、「防火設備検査員講習」を修了して「防火設備検査員資格者証」の交付を受けていた旨の報告があったことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を求める。

① 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・本件にかかる徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、本年7月22日までに、国土交通省及び(一社)日本シャッター・ドア協会に報告すること。
- ・また、再発を防止するための改善策を適切に実施すること。

② 申請内容の徹底したチェック

- ・今後、貴社社員等（協力業者を含む。）による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の認定申請又は「防火設備検査員講習」の受講申請を行う場合、実務経験を含めた申請内容について、社外の第三者による確認を受けること。

③ 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、所有者及び関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。